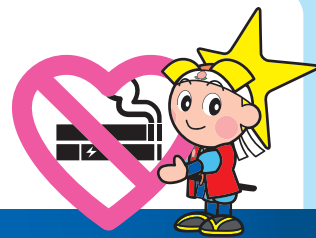


企業・団体の皆様

従業員・被保険者の
禁煙を支援しませんか？



岡山県

禁煙治療費助成事業支援金

実施期間 令和3年度～令和5年度

令和3年4月1日以降に、従業員・被保険者に対する禁煙治療費助成を導入する企業・団体や保険者に対し、その費用の一部を支援します。

(支援期間は最長2年度)

1 支援金の交付対象者

次の要件をすべて満たす企業・団体（被用者保険組合を含む。国、地方公共団体を除く。）

- 1 令和3年4月1日以降に、新たに従業員・職員（被用者保険組合の被保険者を含む。）に対する禁煙治療費助成事業を導入すること
- 2 県内に事業所等を有すること
- 3 岡山県に納付（納入）すべき県税に滞納がないこと

2 支援金の対象となる禁煙治療費助成事業

禁煙外来において標準禁煙治療プログラムによる禁煙治療を受け、5回目の診察を終了した従業員等に対する次の費用への助成

- 禁煙外来の治療費
- 医師の処方に基づく禁煙補助薬の購入費
(医師の指導に基づく場合はニコチンガムの購入費も含む。)

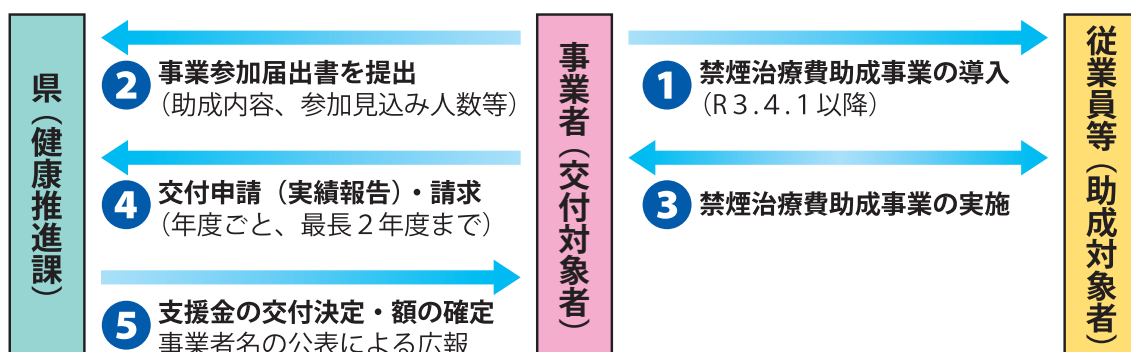


3 支援額

企業・団体が行った助成金の合計額に **2分の1** を乗じて得た額
(助成対象者一人あたり、上限1万円)

4 事業の流れ

まずは、従業員等への助成事業を開始して、
事業参加届出を！



禁煙外来って？

禁煙外来は、たばこをやめたい人のために設けられた専門外来です。

喫煙を単なる習慣や嗜好と考えるのではなく、ニコチン依存症という病気としてとらえ、必要な治療を行います。

一定の基準を満たす場合は、健康保険が適用されます。

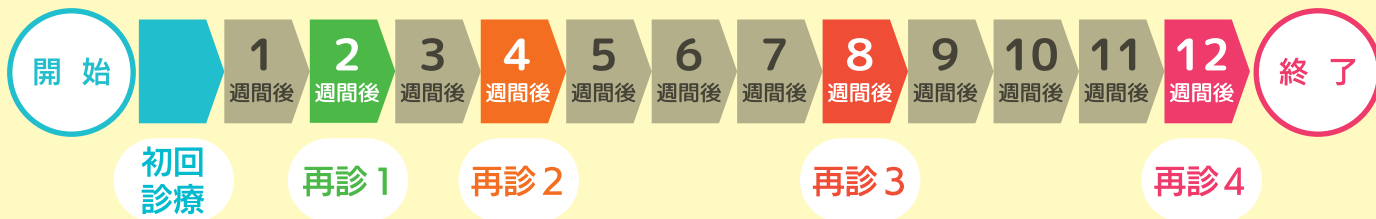


e-ヘルスネット（厚生労働省）

保険適用の要件や禁煙治療の内容、禁煙治療に保険が使える医療機関情報はこちらから




標準禁煙治療のスケジュール



禁煙の薬ってどなんくすり？

禁煙のための補助薬であるニコチンパッチ、ニコチンガムまたはバレニクリンが使えます。これらの薬は禁煙後の離脱症状をおさえ、禁煙を助けてくれます。バレニクリンは喫煙による満足感もおさえます。ニコチンパッチ、ニコチンガムを使うと禁煙の成功率が各々約1.7倍、1.4倍、バレニクリンを使うと約2.3倍高まります。

ニコチンパッチ*	ニコチンガム	バレニクリン
 <ul style="list-style-type: none"> ● 健康保険が使えます。 ● ニコチンを皮膚から吸収させる貼り薬です。 ● 毎日1枚皮膚に貼り、離脱症状を抑制します。 ● 禁煙開始日から使用し、8週間の使用期間を目安に貼り薬のサイズが大きいものから小さいものに切り替えて使用します。 ● 高用量の剤形は医療用のみです。 	 <ul style="list-style-type: none"> ● 薬局薬店で購入します。 ● 口の中の粘膜からニコチンを吸収させるガム剤です。 ● タバコを吸いたくなった時に、1回1個をゆっくり間をおきながらかみ、離脱症状を抑制します。 ● 禁煙開始日から使用し、12週間の使用期間を目安に使用個数を減らしていきます。 	 <ul style="list-style-type: none"> ● 健康保険が使えます。 ● ニコチンを含まない飲み薬です。 ● 禁煙時の離脱症状だけでなく、喫煙による満足感も抑制します。 ● 禁煙を開始する1週間前から飲み始め、12週間服用します。

*一般用医薬品にもニコチンパッチがありますが、ここでは医療用のニコチンパッチについて説明しています。

【出典：禁煙治療の標準手順書第7版】

提出・お問い合わせ先

● 岡山県保健医療部
健康推進課健康づくり班

● 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

● 電話番号：086-226-7328

● E-mail：kensui@pref.okayama.lg.jp



制度の詳細や交付要綱、申請書等の様式は県ホームページからダウンロードしてください。
(難しい場合は郵送しますので、お問合せ先までご連絡ください)

